

第1章

計画の前提



第 1 章 計画の前提

1 - 1 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める都市計画については、この方針に即したものでなければならないとされています。

平成 18(2006)年 3 月に策定(平成 22(2010)年 6 月に一部変更)した草津市都市計画マスタープランでは、これまで「ゆとりと活力のある生活実感都市 草津」を基本テーマに、豊かな生活を実感できる都市基盤整備や草津らしい都市づくりを推進してきました。

この間、我が国の地方都市では急速な人口減少や少子高齢化に直面し、拡大した市街地において一定の人口密度で支えられてきた生活サービス等が低下してきたことから、国では、人口減少局面においても持続可能な都市を構築するために、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています。

本市においては、これまでの企業の進出や大学の開学等を背景に人口増加が続いていますが、将来の見込みでは、全国的な傾向と同様に人口減少局面を迎えること、また、地域によってはすでに人口減少や少子高齢化が進んでいることから、本市の都市構造や各地域における都市づくりの課題を踏まえ、草津市立地適正化計画等に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを理念とする取組を進めています。

今回、このまちづくりの理念を反映させ、さらには、大津湖南都市計画区域マスタープラン(滋賀県策定)や第 6 次草津市総合計画等の上位・関連計画と整合を図りながら、都市づくりの理念・目標や将来の都市構造、分野別方針等を定めた本市の都市計画に関する基本的な方針である新たな都市計画マスタープランを策定します。



1-2 計画の位置付け

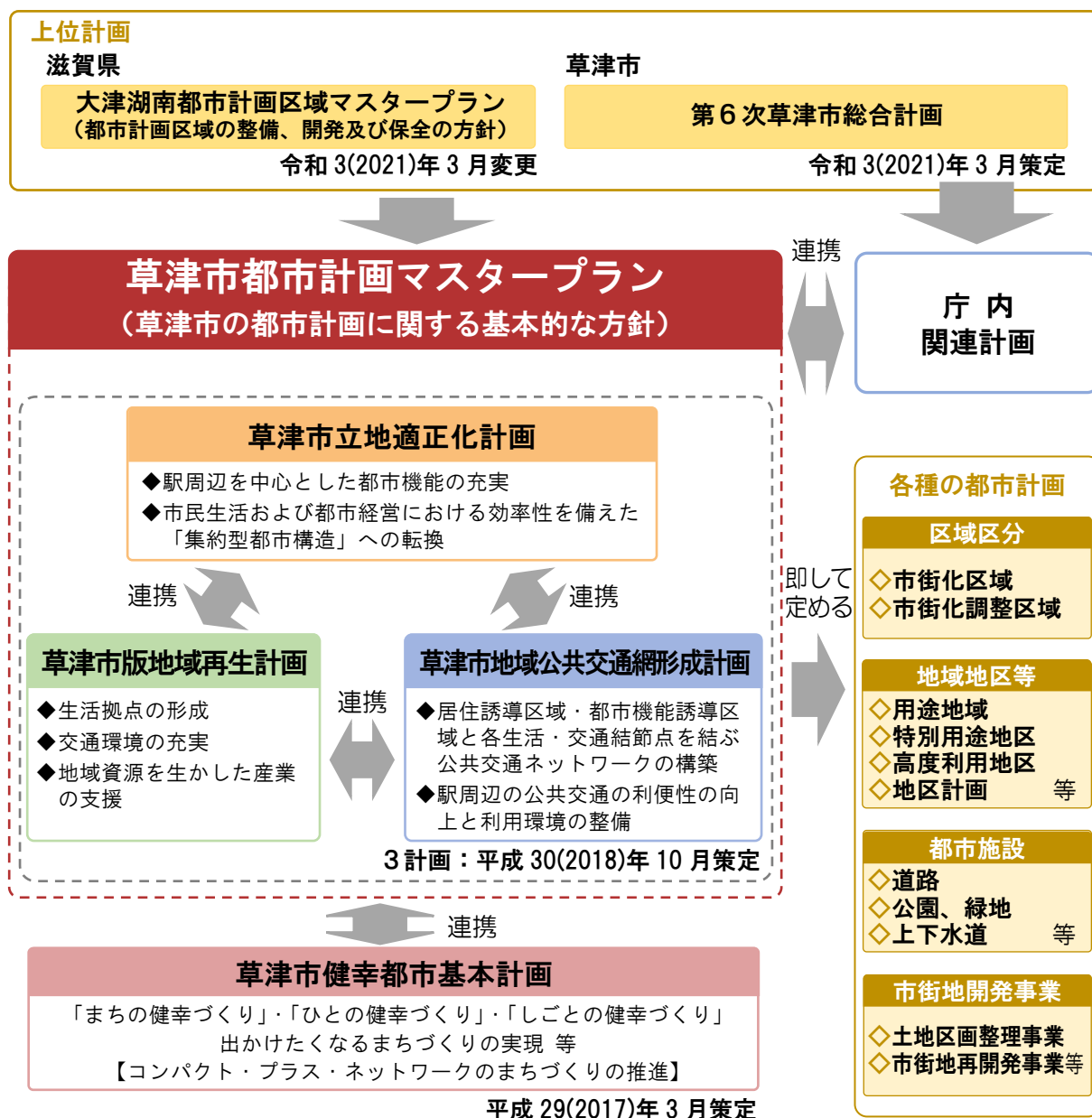
草津市都市計画マスタープラン(以下、本計画)は、上位計画である大津湖南都市計画区域マスタープラン(滋賀県策定)や第6次草津市総合計画等と整合を図り定めます。

また、本市では、平成30(2018)年度に、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指して、草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を策定して、互いの計画が連携する中で、人口減少や少子高齢化が進行する将来においても持続可能なまちづくりを目指しており、本計画は、この3つの計画の基本理念を包括的にとりまとめた計画として位置付けます。

さらに、分野横断的な取組により、住む人も、訪れる人も、健幸になれるまちを目指す草津市健幸都市基本計画等の関連計画とも連携を図ります。

なお、本市における各種の都市計画は、本計画に即して定めるものとなります。

【本計画の位置付け(各計画の連携イメージ)】



1－3 計画策定にあたっての視点

■ 本市の現状を的確に捉えた方針の策定

前回の草津市都市計画マスタープランを策定した平成 18(2006)年以降に起きた本市の土地利用等に関わる情勢の変化や諸制度の改正等に伴う本市の現状を的確に捉え、将来の都市構造等を検討し、都市計画の方針を定めます。

■ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの理念を反映した全体構想の策定

先行して策定した草津市立地適正化計画等が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの理念を反映させ、人口減少局面においても持続可能な都市を目指し、全体構想を定めます。

■ 市民意向を反映した地域別構想の策定

市民アンケート調査や地域別市民会議を基に把握した市民意向を反映させながら、各地域における課題に即した都市づくりの方針である地域別構想を定めます。

1－4 計画の目標年次

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市の姿を展望するものとされています。また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す草津市立地適正化計画や草津市版地域再生計画との整合を図るため、本計画の目標年次は、令和 22(2040)年とします。

なお、策定後の社会情勢の変化や、関連する各種計画に変更が生じた場合等においては、必要に応じて見直しを行います。

1-5 計画の構成

本計画は、本市全体の都市づくりの理念・目標や将来の都市構造等を定める全体構想や、各地域の都市づくりの目標等を定める地域別構想^注等により構成しています。

第1章 計画の前提

本計画の策定の背景や目的、上位・関連計画を踏まえた位置付け、策定にあたっての視点、計画の目標年次、計画の構成を整理しています。

第2章 本市の現状と課題

本市の現状、策定にあたり考慮すべき社会潮流、市民アンケート調査や地域別市民会議での市民意向を踏まえ、今後の都市づくりを行う上で重視すべき課題を整理しています。

第3章 全体構想

本市が目指すべき都市づくりの理念・目標を定めた上で、将来における本市の都市構造を整理しています。また、本市の都市計画に関する次の6つの分野別方針を整理しています。

1. 土地利用の方針
2. 道路・交通の方針
3. 公園・緑地の方針
4. 安全・安心の方針
5. 景観の方針
6. 住宅・住環境の方針

第4章 地域別構想

本市を4つの地域に区分し、地域の現状や市民意向等に基づく課題を整理した上で、地域の都市づくりの目標や6つの分野別方針を整理しています。

1. 西部湖岸地域
2. 北部中心核地域
3. 南部中心核地域
4. 東部丘陵地域

第5章 計画の実現に向けて

全体構想や地域別構想で示した方針の実現に向けた取組や、本計画の進行管理や見直しの考え方について整理しています。

注) 本計画での地域別構想の単位である「^{ちいき}地域」は、学区をもとに、市街地のまとまり等を考慮して市内を4つに区分したものです。一方で、上位計画である第6次草津市総合計画の将来に描くまちの姿で示す「^{まち}地域」は、各学区や町内会等を指します。なお、本計画における「学区」とは、草津市内にある14の小学校区を指します。

